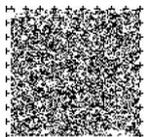
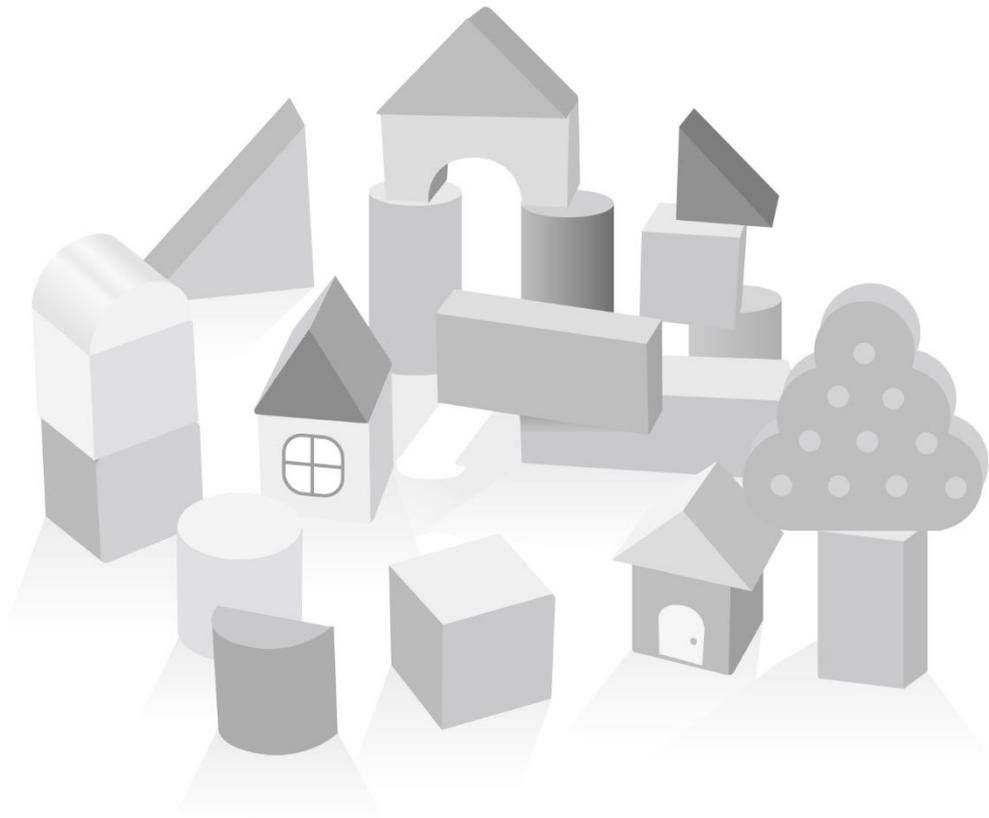




IV.子ども・子育て支援事業の展開





1. 子ども・子育て支援新制度の趣旨とポイント

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、平成27年度から本格的に施行されました。

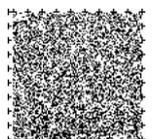
主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」及び「地域子ども・子育て支援の強化」です。

◆子ども・子育て関連3法の趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化並びに学校及び児童福祉施設としての法的位置付け
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- ⑤社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- ⑥政府の推進体制
 - ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）
- ⑦子ども・子育て会議の設置（児童福祉審議会）
- ⑧施行時期
 - ・平成27年4月に本格施行





2. 子ども・子育て支援新制度の概要

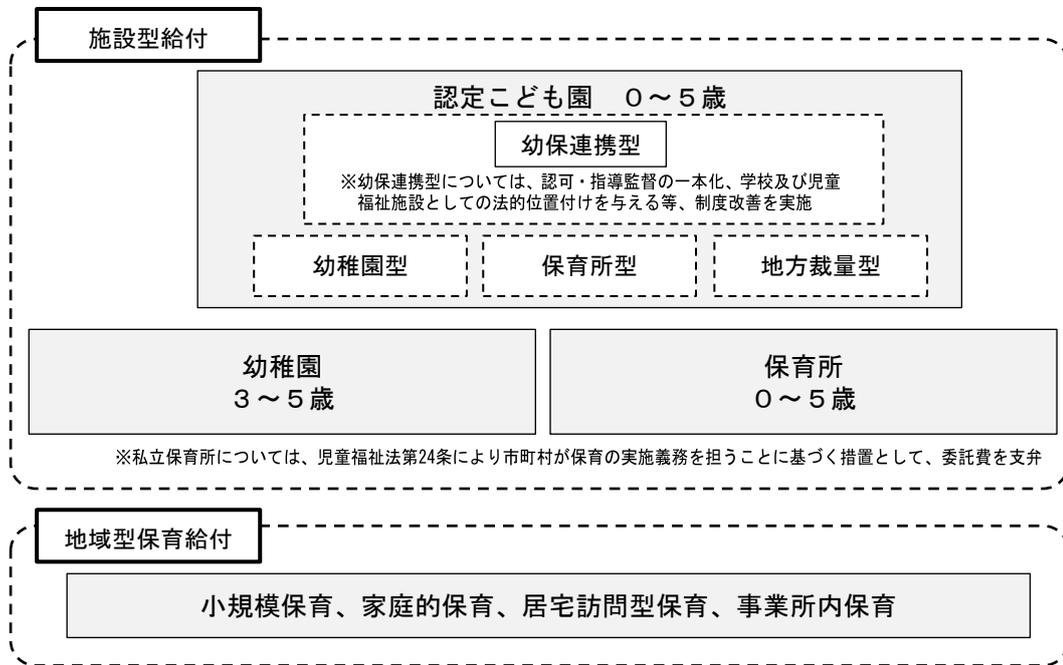
(1) 子ども・子育て支援給付

① 子どものための教育・保育給付（市町村主体）

【認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援】

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、給付対象の認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付の対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受けるしくみ（法定代理受領）となります。給付は、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。



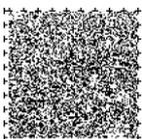
資料：内閣府

■地域型保育事業

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となっています。

認可定員	19人以下	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内 保育 事業主体：事業主等
	6人以上 5人以下			
	1人	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		
保育の実施場所等		保育者の居宅その他の場所、施設 (子どもの居宅及び事業所内保育を行う 場所を除きます。)	保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)

資料：内閣府

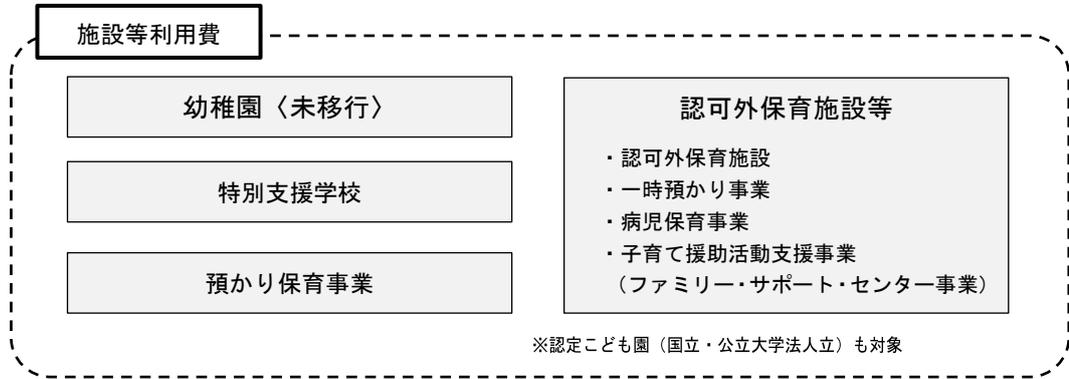




② 子育てのための施設等利用給付【新設】（市町村主体）

【幼稚園〈未移行〉、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援】

令和元年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。



資料：内閣府

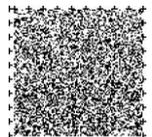
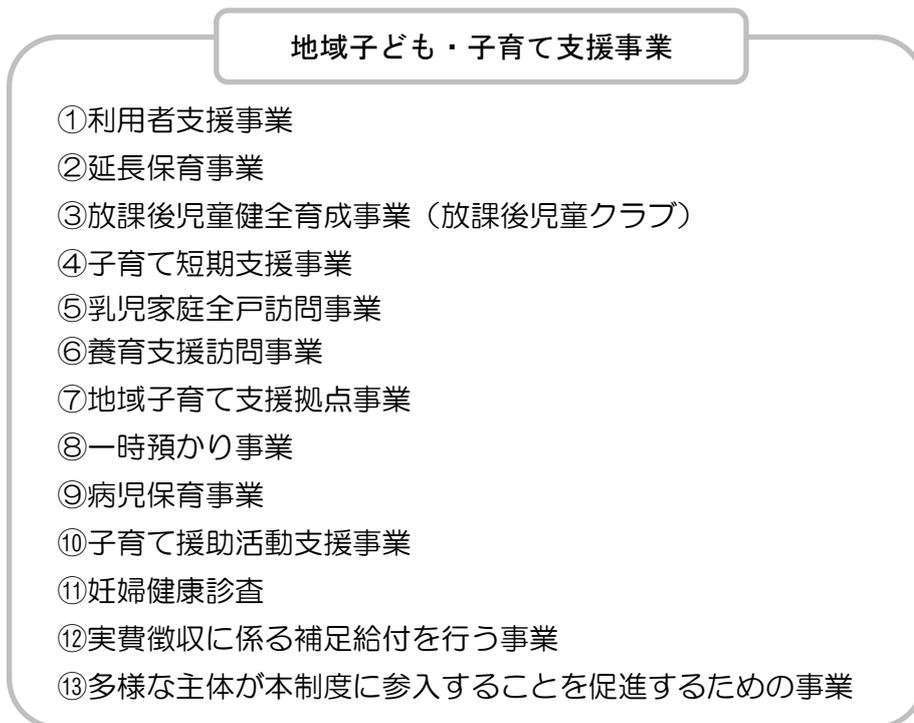
(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

① 地域子ども・子育て支援事業（市町村主体）

【地域の実情に応じた子育て支援】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13の事業が定められており、地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。



IV.子ども・子育て支援事業の展開



② 仕事・子育て両立支援事業（国主体）

【仕事と子育ての両立支援】

平成28年の「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業「仕事・子育て両立支援事業」が創設されました。

■企業主導型保育事業

多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、保育所待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としています。

■企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部又は全部を助成します。

(3) 子どもの認定区分

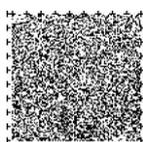
子ども・子育て支援給付のうち、子どものための教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされており、保育必要量の認定も行うこととされています。

これに対し、子育てのための施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前の子どもについては、「新3号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども、「新2号認定」は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされており、保育必要量の認定はありません。また、「新3号認定」には保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもであることも要件とされています。

① 子どものための教育・保育給付の認定区分

認定区分	対象者（支給要件）	保育必要量(内容)	給付を受ける施設・事業
1号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のも</u> の (第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定子ども	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定子ども	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、 <u>保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 地域型保育

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
資料：内閣府





保育の必要性の認定（2号及び3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）に当たっては、以下の点を考慮して行われます。

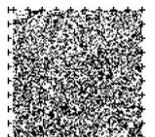
事 由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 （現行の11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分

② 子育てのための施設等利用給付の認定区分（保育必要量の認定は不要）

認定区分	対象者（支給要件）	支給に係る施設・事業
新1号認定子ども	<u>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの</u> （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定子ども	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの</u> （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定子ども	<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの</u> （第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

※支給要件（ ）内は子ども・子育て支援法における規定
 資料：内閣府



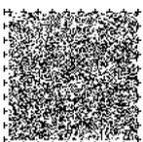
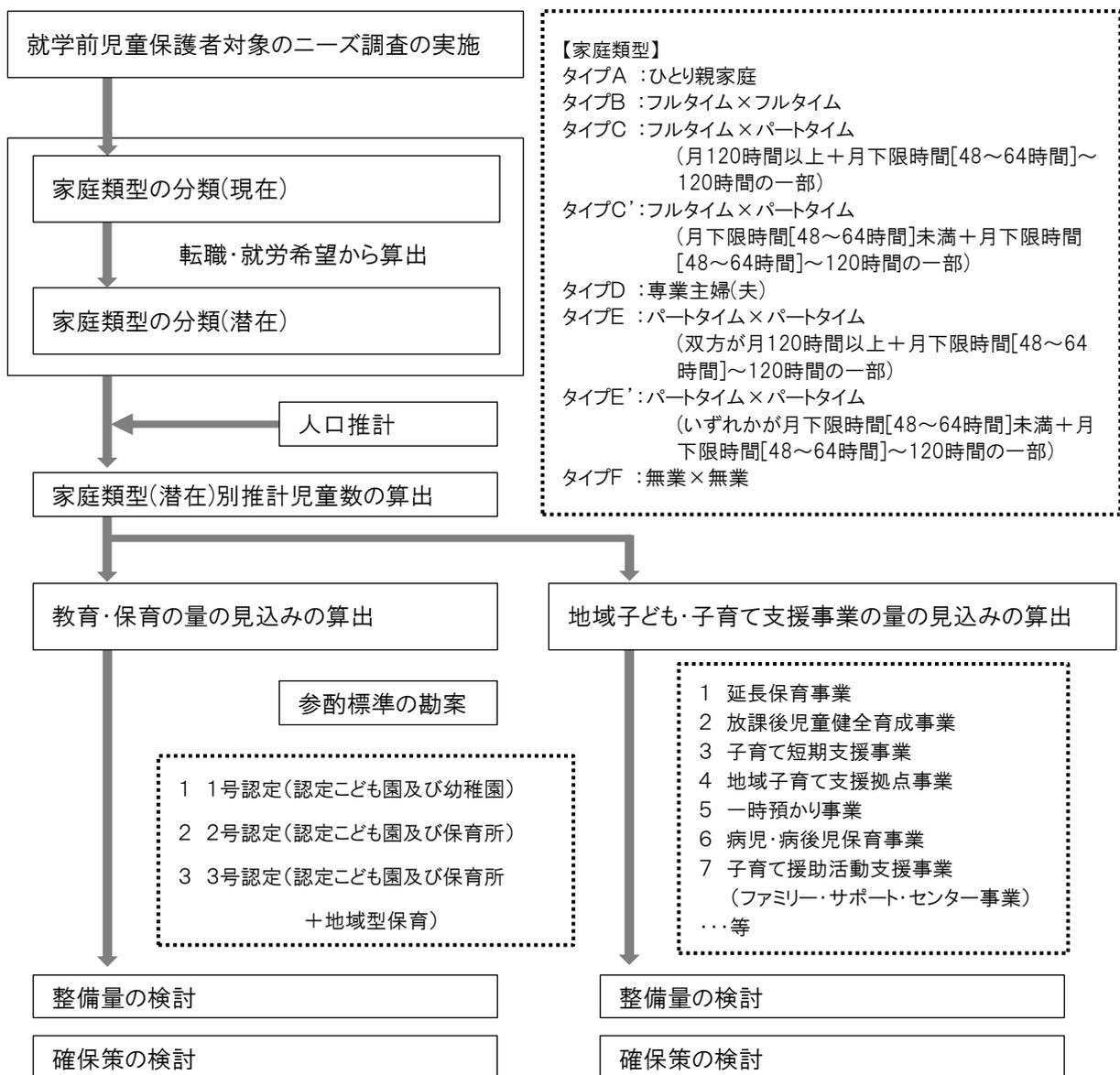


3. 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

■ 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー

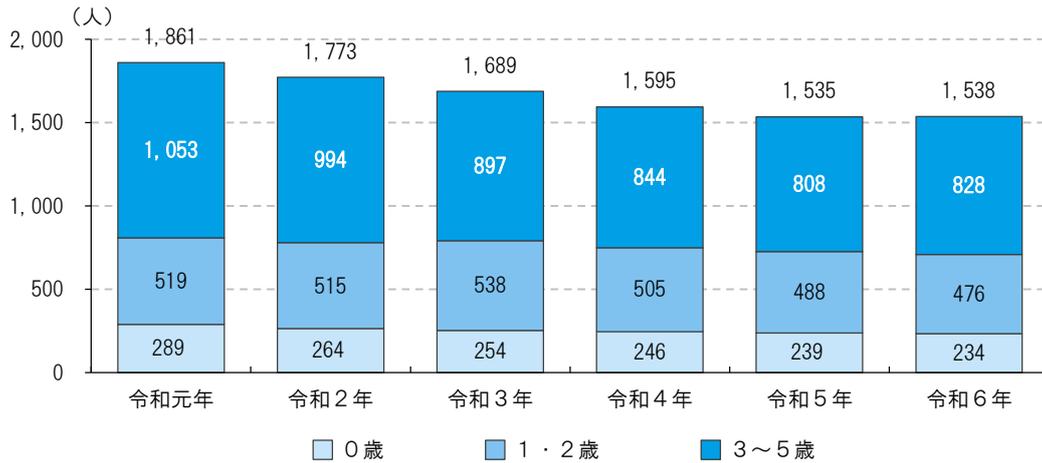




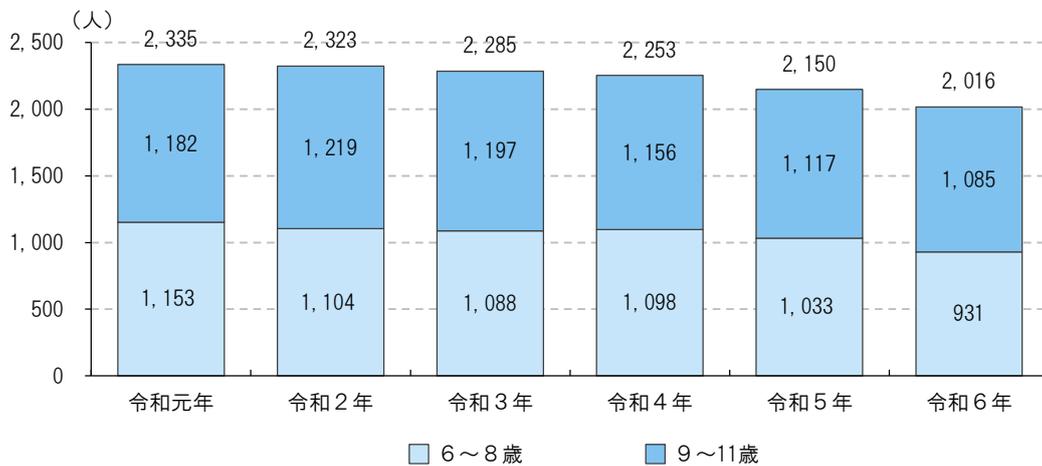
(2) 将来推計人口

本計画の計画期間（令和2年～令和6年）における年齢区分別児童人口の推計結果は以下のとおりです。0～5歳の未就学児童人口は令和6年には1,538人、小学生は2,016人と予測しています。

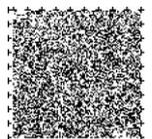
図表43 0～5歳（未就学児）の将来人口推計



図表44 6～11歳（小学生）の将来人口推計



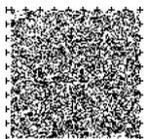
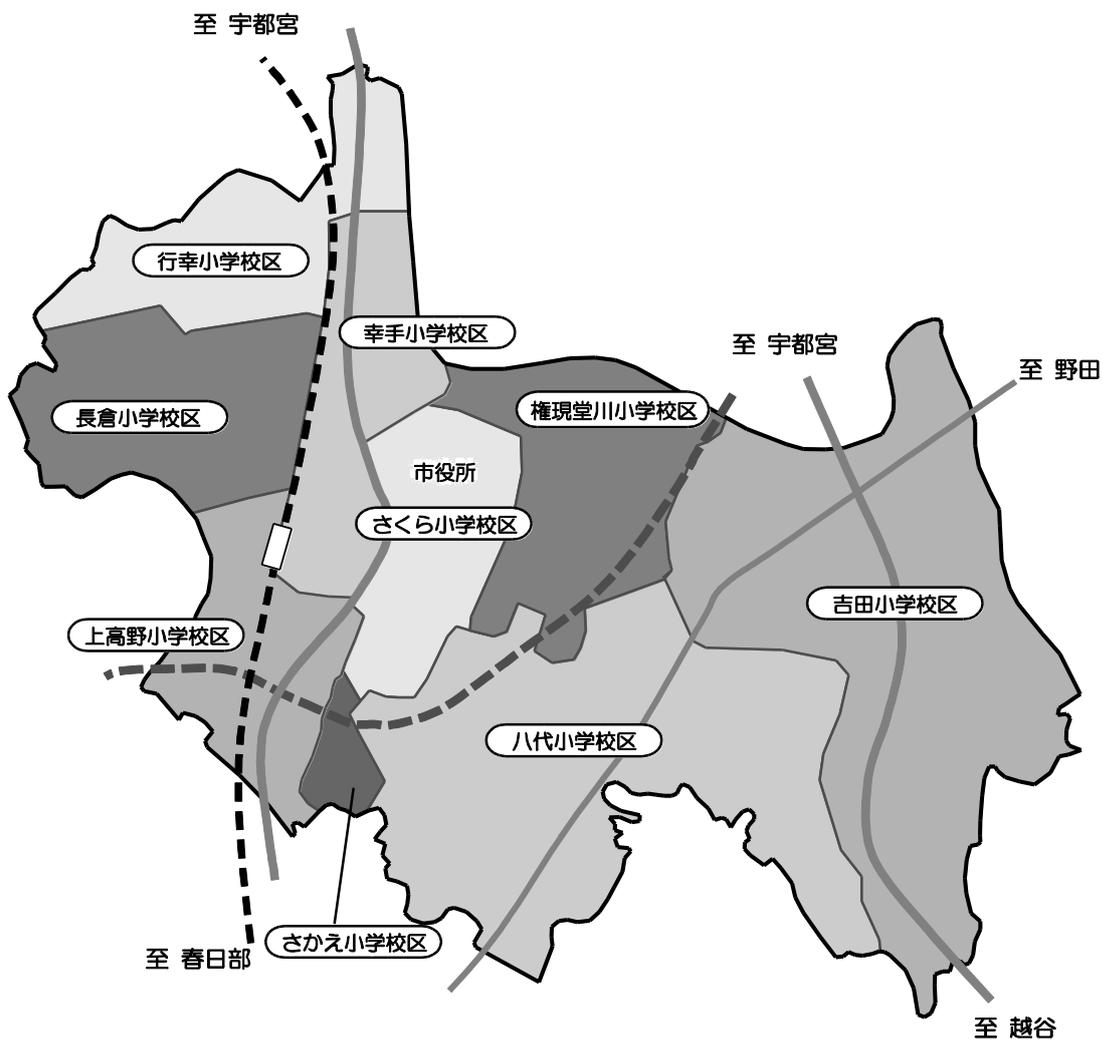
資料：第6次幸手市総合振興計画の将来人口（平成31年）より
端数を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります





4. 教育・保育提供区域の設定

本市では、これまでの教育・保育施設の整備状況やサービス見込み量にかかわる推計、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、市全体を提供区域とすることで、計画期間中における需要量と供給量に対して十分かつ柔軟な対応が可能となることから、市全域を1つの提供区域として設定することとします。





5. 幼児期の学校教育・保育

認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、利用者の「認定区分」に応じて利用可能な幼児期の学校教育・保育施設が区分されます。

本計画では、以下の「認定区分」ごとに幼児期の学校教育・保育の確保提供量を計画します。

図表45 幼児期の学校教育・保育に関する認定区分

算出区分	区分の概要	該当する施設・事業
1号認定	「保育の必要性」の認定を受けない、満3歳以上就学前の子ども 教育標準時間：4時間	認定こども園
2号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳以上就学前の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	認定こども園、認可保育所
3号認定 (保育認定)	「保育の必要性」の認定を受ける満3歳未満の子ども 保育短時間：8時間 保育標準時間：11時間	認定こども園、認可保育所、事業所内保育所

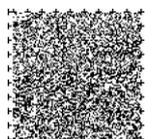
各年度における教育・保育の量の見込み（目標事業量）

アンケート調査による認定こども園や保育所の現在の利用状況、今後の利用希望、母親の就労希望、計画期間の児童人口推計に基づき、計画期間における幼児期の学校教育・保育の量の見込みを推計しました。以下の認定区分ごとの量の見込みを計画期間の目標事業量とします。

図表46 幼児期の学校教育・保育に関する量の見込み

単位：人

認定区分	対象年齢	平成 30年度	量の見込み				
			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1号認定	3-5歳児	718	705	638	607	579	604
2号認定	3-5歳児	288	289	259	237	229	224
3号認定	0歳児	43	32	32	32	32	32
	1・2歳児	190	172	164	156	148	141



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(1) 満3歳～就学前の子どもの幼稚園利用（1号認定）

保育の必要性の認定を受けない満3歳以上就学前の子どもが対象です。

図表47 幼稚園の見込み量と確保提供量

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	718	705	638	607	579	604
②確保提供量	1,150	1,115	1,080	1,045	1,045	1,045
差異（②－①）	432	410	442	438	466	441

(2) 保育所等利用（2号認定・3号認定）

保育の必要性の認定を受ける満3歳以上就学前の子どもが対象です。

図表48 認可保育所等の見込み量と確保提供量（2号認定）

単位：人

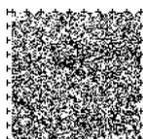
	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	288	289	259	237	229	224
②確保提供量	323	323	323	323	323	323
保育所	323	323	323	323	323	323
認定こども園	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	35	34	64	86	94	99

保育の必要性の認定を受ける満3歳未満の子どもが対象です。

図表49 認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：0歳）

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	43	32	32	32	32	32
②確保提供量	42	42	42	42	42	42
保育所	42	42	42	42	42	42
認定こども園	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	△1	10	10	10	10	10

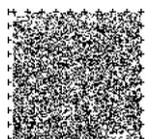




図表50 認可保育所等の見込み量と確保提供量（3号認定：1・2歳）

単位：人

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①推計利用者	190	172	164	156	148	141
②確保提供量	158	158	158	158	158	158
保育所	158	158	158	158	158	158
認定こども園	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—
差異（②－①）	△32	△14	△6	2	10	17



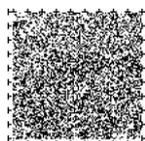


6. 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第59条各号に該当する以下の13事業を指します。

図表51 地域子ども・子育て支援事業の一覧

事業名	事業の概要	掲載頁
1 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業	51
2 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業	52
3 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	53
4 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））	54
5 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	55
6 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業 要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業	56
7 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	57
8 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、保育所等の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業	58
9 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、看護師等が一時的に保育等する事業	60
10 子育て援助活動支援事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	61
11 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中、必要に応じた医学的検査を実施する事業	62
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用を助成する事業	63
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等へ民間事業者の参入、多様な事業者の能力を活用した設置・運営を促す事業	63





(1) 利用者支援事業

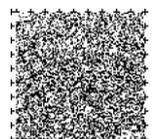
①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子育て支援総合窓口
事業概要	保育所、幼稚園、認定こども園等の施設や地域の子育て支援情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整などを行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～5歳
推計単位	設置か所数

②量の見込みと確保提供量

図表52 利用者支援事業の量の見込みと確保提供量

	平成 30年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み(か所)	1	1	1	1	1	1
確保提供量(か所)	1	1	1	1	1	1



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(2) 延長保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	延長保育事業
事業概要	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所における通常の保育時間を超えて保育を行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就学児
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

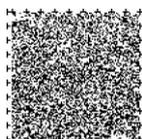
図表53 延長保育事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用人数（人）	241	257	228	593	452

③量の見込みと確保提供量

図表54 延長保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	498	521	544	567	590
②確保提供量（人）	498	521	544	567	590
（か所）	4	4	4	4	4
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	放課後児童健全育成事業
事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後等に学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	小学1年生～小学6年生
推計単位	利用人数（人）

②事業実績の推移

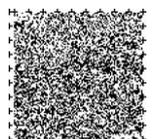
図表55 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
利用人数合計（人）	286	306	352	382	397
低学年（人）	199	227	240	258	262
高学年（人）	87	79	112	124	135

③量の見込みと確保提供量

図表56 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	436	436	436	436	436
②確保提供量（人）	470	470	470	470	470
（か所）	11	11	11	11	11
差異（②－①）	34	34	34	34	34



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(4) 子育て短期支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	子どものショートステイ事業
事業概要	家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童福祉施設等において必要な養育を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

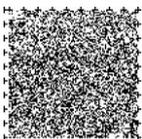
図表57 子育て短期支援事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	—	0	4	4	4

③量の見込みと確保提供量

図表58 子育て短期支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	10	10	10	10	10
②確保提供量（延べ人数）	10	10	10	10	10
（か所）	2	2	2	2	2
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(5) 乳児家庭全戸訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）
事業概要	生後4か月までの乳児のいる家庭を母子訪問相談員（保健師・助産師等）が全戸訪問し、発育・栄養・育児・生活環境の相談や支援を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

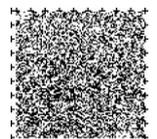
図表59 乳児家庭全戸訪問事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象人数（人）	315	274	272	244	196

③量の見込みと確保提供量

図表60 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	190	183	176	169	163
②確保提供量（人）	190	183	176	169	163
差異（②－①）	0	0	0	0	0



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(6) 養育支援訪問事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	養育支援訪問事業・子育て家事サポート事業
事業概要	子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、安定して子どもを養育できるよう、専門的な育児指導及び育児・家事援助を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～18歳未満
推計単位	対象人数（人）

②事業実績の推移

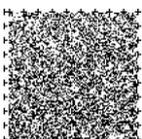
図表61 養育支援訪問事業の対象者数の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
対象人数（人）	78	52	124	71	112

③量の見込みと確保提供量

図表62 養育支援訪問事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（人）	110	109	108	107	105
②確保提供量（人）	110	109	108	107	105
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(7) 地域子育て支援拠点事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	地域子育て支援拠点事業
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を常設し、子育てについての相談、情報提供などを行います。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就園児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

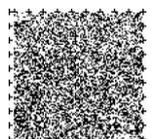
図表63 地域子育て支援拠点事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	7,579	9,637	11,411	10,758	10,063

③量の見込みと確保提供量

図表64 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ人数)	9,468	9,468	9,468	9,468	9,468
②確保提供量(延べ人数) (か所)	9,468 3	9,468 3	9,468 3	9,468 3	9,468 3
差異 (②-①)	0	0	0	0	0



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(8) - 1 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園在園児対象の預かり保育）
事業概要	幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望者を教育（保育）する事業です。園によって預かり保育の実施日、時間などの状況は異なります。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	未就学児
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

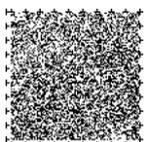
図表65 一時預かり事業（幼稚園在園児対象の預かり保育） 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	33,112	34,357	31,812	32,194	32,026

③量の見込みと確保提供量

図表66 一時預かり事業（在園児を対象とする幼稚園預かり保育）の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	32,244	32,353	32,463	32,573	32,684
②確保提供量（延べ人数）	32,244	32,353	32,463	32,573	32,684
（か所）	5	5	5	5	5
差異（②-①）	0	0	0	0	0





(8) - 2 一時預かり事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	一時保育事業（幼稚園の預かり保育以外）
事業概要	日ごろ保育所を利用していなくても、一時的に子どもを預けることができる事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～5歳
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

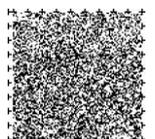
図表67 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	1,509	1,524	1,567	1,643	1,820

③量の見込みと確保提供量

図表68 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	2,115	2,115	2,115	2,115	2,115
②確保提供量（延べ人数） （か所）	5,880 4	5,880 4	5,880 4	5,880 4	5,880 4
差異（②－①）	3,765	3,765	3,765	3,765	3,765



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(9) 病児保育事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	病児保育事業
事業概要	病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な子どもを、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育をする事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～小学3年生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

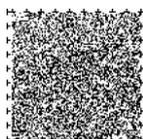
図表69 病児保育事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	—	90	93	97	96

③量の見込みと確保提供量

図表70 病児保育事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	100	102	105	107	109
②確保提供量（延べ人数）	100	102	105	107	109
差異（②－①）	0	0	0	0	0





(10) 子育て援助活動支援事業

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	ファミリー・サポート・センター事業
事業概要	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象年齢	0歳～小学生
推計単位	年間の利用延べ人数

②事業実績の推移

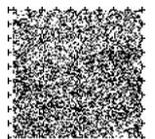
図表71 子育て援助活動支援事業 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
年間の利用延べ人数	1,473	1,796	915	1,976	2,051

③量の見込みと確保提供量

図表72 子育て援助活動支援事業の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み（延べ人数）	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
②確保提供量（延べ人数）	2,210	2,210	2,210	2,210	2,210
差異（②－①）	0	0	0	0	0



IV.子ども・子育て支援事業の展開



(11) 妊婦健康診査

①事業の概要と量の見込みの推計方法

本市事業名	妊婦一般健康診査
事業概要	妊婦の疾病の早期発見や健康管理のため、健康診査を実施します。1人当たり14回分の妊婦健康診査費用補助券を交付します。
推計方法	第1期の実績をもとに算出
対象者	妊婦
推計単位	健診延べ回数

②事業実績の推移

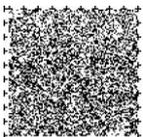
図表73 妊婦健康診査 実績の推移

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
健診延べ回数(回)	4,013	3,649	3,267	2,897	2,702

③量の見込みと確保提供量

図表74 妊婦健康診査の量の見込みと確保提供量

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
①量の見込み(延べ回数)	2,350	2,192	2,045	1,907	1,779
②確保提供量(延べ回数)	2,350	2,192	2,045	1,907	1,779
差異 (②-①)	0	0	0	0	0





(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

本市事業名	実費徴収に伴う補足給付事業
事業概要	施設等利用給付認定保護者に対し、副食材料費に要する費用の助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

本市事業名	多様な主体の参入促進事業
事業概要	<p>新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくには、一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、設置または運営を促進するための事業です。</p> <p>認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置します。</p> <p>認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ支援（私学助成対象外の施設）をします。</p>

